

令和6年度諮問（情）第1号
答申（情）第125号

「特定団体の指導等に関する復命書の公文書部分開示決定に係る
審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、復命書の「現地写真」、「頭数」及び「犬の個体識別一覧」については、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 公文書開示請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により令和6（2024）年1月31日付けで次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

令和5（2023）年9月24日から令和6（2024）年1月17日までに、A団体へ行った指導・観察・是正の内容、令和2年度から令和5年度までにA団体へ譲渡した全ての犬の個体情報、令和5（2023）年8月7日の栃木県ドッグセンターにおける視察対応記録、令和3（2021）年3月15日にA団体について問題提起した際の記録、A団体もしくは代表が収容動物の引き出しを始めた日（登録日）、譲渡登録団体の規約及び栃木県収用動物譲渡実施要領の開示を求める。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、A団体へ行った指導に関する復命書（令和5年8月8日、同年9月25日、同月28日、同年10月10日、同年11月6日、同年12月18日、同月22日及び令和6年1月11日付けのもの。以下「本件公文書」という。）、口頭記録簿、登録証（平成27年6月26日、平成30年6月20日及び令和3年6月28日付けのもの）及びA団体規約を特定し、令和6（2024）年2月14日付けで条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6（2024）年3月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定に基づき、令和6（2024）年5月13日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件公文書の「現地写真」、「頭数」、「犬の個体識別一覧」の開示を求め

る。

2 審査請求の理由等

(1) 「現地写真」について

A団体は個人ではなく団体として活動しており、団体の施設の写真を開示しても個人の権利利益を害することはない。

(2) 「頭数」について

頭数が不確実であるというのは理由にならず、盗難被害についても想像の域を出ない無理な理由付けである。

(3) 「犬の個体識別一覧」について

個人の所有するペットが含まれるのであれば、それ以外の犬の個体識別一覧の開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

1 非開示理由について

「現地写真」、「頭数」、「犬の個体識別一覧」とも、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから非開示とした。

2 非開示理由の具体的内容について

(1) 「現地写真」について

「現地写真」には、個人の居住スペースや間取り等の情報が含まれることから、公開することで居住する個人が識別されることや財産等が盗難されること等が想定される。

(2) 「頭数」について

現地写真と頭数を公開することで、敷地内の犬の所在が特定され、盗難に遭うことが想定される。また、指導の度に犬が敷地内の飼育場所内で移動されるため、不確実である。

(3) 「犬の個体識別一覧」について

個人が所有するペットに関する情報も含まれるため、公開することで個人の権利利益が害されるおそれがある。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁

の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、「現地写真」、「頭数」、「犬の個体識別一覧」のいずれについても、「個人に関する情報であって、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため非開示としている。

「おそれがある」かどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要と解されているため、この点を踏まえ、審査会においてインカメラ審理を行った結果、非開示部分の妥当性について判断する。

(1) 「現地写真」について

本件公文書には、飼育動物の様子を撮影した現地写真が含まれており、背景として飼育場所の壁や窓等が写っている。

実施機関は、上記第4の2(1)のとおり、個人の居住スペース等が含まれており、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため非開示としている。

しかし、動物の飼育場所としてのみ利用されている場所については、個人に関する情報ではないため開示すべきであり、ごく一部含まれる個人の自宅部分についても、飼育場所の背景として壁や窓が写っているのみであり、現地写真を公開することで当該個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため開示すべきである。

(2) 「頭数」について

本件公文書には、飼育動物の頭数が記載されている。

実施機関は、上記第4の2(2)のとおり、現地写真と頭数を公開することで敷地内の犬の所在が特定されて、盗難に遭うことが想定され、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非開示として

いる。

しかし、盗難被害の想定は具体性に欠けており、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため、開示すべきである。

なお、実施機関は、頭数が不確実であることも非開示の理由として挙げているが、これは、明らかに条例第7条第2号に該当しない。

(3) 「犬の個体識別一覧」について

本件公文書のうち犬の個体識別一覧には、飼育している犬の名前、毛色、性別、体格及び飼育場所が記載されている。

実施機関は、上記第4の2(3)のとおり、個人が所有するペットに関する情報も含まれるため、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非開示としている。

しかし、ここでいう個人が所有するペットとは、代表者が個人的に飼育する犬のことであるが、団体が飼育する犬と区別なく飼育されている状況を踏まえると、このペットに関する情報を公開することで個人のどのような権利利益が害されるのか不明確であり、具体性に欠けることから、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため、開示すべきである。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6(2024)年5月13日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年9月17日 (第60回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和6(2024)年10月21日 (第61回審査会第2部会)	・ 審議
令和6(2024)年11月27日 (第62回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)